

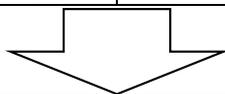
## 特別養護老人ホーム豊仙苑料金表（令和4年10月より）

[30日/月]

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費	573単位 /日	641単位 /日	712単位 /日	780単位 /日	847単位 /日
	17,190単位 /月	19,230単位 /月	21,360単位 /月	23,400単位 /月	25,410単位 /月
A:看護体制加算(Ⅰ)イ	6単位 /日		180単位 /月		
B:看護体制加算(Ⅱ)イ	13単位 /日		390単位 /月		
C:日常生活継続支援加算	36単位 /日		1,080単位 /月		
D:夜間職員配置加算(Ⅰ)イ	22単位 /日	660単位 /月	*喀痰吸引・見守り機器		
E:口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位 /月				
F:栄養マネジメント強化加算	11単位 /日		330単位 /月		
加算小計 (A~F)	2,750単位 /月				
(※①小計)	19,940単位 /月	21,980単位 /月	24,110単位 /月	26,150単位 /月	28,160単位 /月

a:外泊時費用加算 (6日程度/月)	246単位 /日	f:安全対策体制加算	20単位/入所初日のみ
		g:褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月
b:経口維持加算(Ⅰ)	400単位 /月	h:褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位 /月
c:経口維持加算(Ⅱ)	100単位 /月	i:排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月
d:初期加算	30単位 /日	j:排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月
e:看取り介護加算(Ⅰ) /日	(1) 死亡日以前31日以上40日以下 72単位 /日	k:排泄せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 144単位 /日	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位 /月
	(3) 死亡日の前日および前々日 680単位 /日	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位 /月
	(4) 死亡日 1,280単位 /日		

※ 該当者のみ a~k加える。



介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 介護職員等ベースアップ等支援加算	①+所定総単位数 (※①小計) ×0.126 (少数点以下四捨五入) /月				
	22,452単位 /月	24,749単位 /月	27,148単位 /月	29,445単位 /月	31,708単位 /月
介護報酬総額	227,663円 /月	250,955円 /月	275,281円 /月	298,572円 /月	321,519円 /月
利用者自己負担額	22,766円 /月	25,096円 /月	27,528円 /月	29,857円 /月	32,152円 /月

※ 食費	1,445円 /日		43,350円 /月		
※ 居住費	855円 /日		25,650円 /月		
(※②) 合計金額	91,766円	94,096円	96,528円	98,857円	101,152円
第1段階	31,766円	34,096円	36,528円	38,857円	41,152円
第2段階	45,566円	47,896円	50,328円	52,657円	54,952円
第3段階(1)	53,366円	55,696円	58,128円	60,457円	62,752円
第3段階(2)	74,666円	76,996円	79,428円	81,757円	84,052円

(注1) 磐田市は、地域区分「7級地」にあたる為、表示金額は、単位数に10.14円を乗じた金額にて表してあります。

(注2) 表示金額は、利用者自己負担額1割にて表記してあります。

(注3) 表示合計金額(※②)は、1月あたりの目安を表したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

(注4) ご本人の状況により別途加算が生じることがあります。

(注5) 預り金管理手数料 1,500円/月 理髪サービス 2,000円/1回 複写物の交付10円/1枚 写真代(L版) 50円

(注6) 病院等医療機関の受診、薬代、レクリエーション・クラブ活動の費用、特別な食事代、他日常生活上必要となる諸費用(歯ブラシ、化粧品等)につきましては実費負担となります。

オムツ代は介護保険給付対象となっておりますので、施設が用意した物をご利用いただく場合、ご負担はありません。

(注7) 食費・居住費については、所得・資産により費用が変わります。認定を希望される方は市町に申請し、要件を満たし認定されると負担が軽減されます。詳しくはお近くの行政窓口にお問い合わせください。

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・ショートステイの居住費・食費負担が軽減されます。

所得段階により費用が変わります。非課税世帯の方は行政に申請して、認定されると負担が軽減されます。詳しくはお近く行政窓口にお尋ねください。

[単位:万円](日額概数)

区分	対象者	居住費(居住の種類により異なります)				食費
		多床室	従来型個室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
第1段階	○生活保護受給者の方等 ○高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	0	490 (320)	820	490	300
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	370	490 (420)	820	490	390
第3段階(1)	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方等	370	1,310 (820)	1,310	1,310	650
第3段階(2)	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方等	370	1,310 (820)	1,310	1,310	1,360

※従来型個室の( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。